

近代日本農村における初等教育の展開過程

—— 広島県賀茂郡乃美尾村の事例 ——

梶井 一 暁

(キーワード：近代日本，初等教育，乃美尾村，学校沿革誌)

はじめに

本稿は、近代日本農村における初等教育の展開の様相について、広島県賀茂郡乃美尾村の事例を紹介するものである¹。

現在の東広島市黒瀬町に含まれる乃美尾村は、県中南部の賀茂台地の小盆地に位置し、黒瀬川を主要な灌漑水源とする農業集落を形成した。同村はすでに扱った下黒瀬村、板城村、上黒瀬村などとともに黒瀬地域を構成した²。同地域は近代を通じ、農業以外の産業の成長は微弱であり、純農村集落としての性格が強かった。また、現在は広島市や呉市などの周辺都市のベッドタウンとして開発が進み、人口増加傾向にある同地域も、農業生産に依存した当時は著しい人口収容力の増大はみられなかった³。このような産業や人口に関する状況は、瀬戸内内陸盆地農村の一般的状況のひとつを示しているといえる。近代日本農村の初等教育事情を理解するため、先進的・特色的な農村の事例の検討と並んで、あるいはそれ以上に、一般農村の事例の観察が不可欠であることは強調するまでもないであろう。

地域の初等教育事情の解明作業状況は、少なからずばらつきがある。特色ある地域はやはり研究関心が向けられやすいであろう。資料の残存に恵まれる地域も研究の進展に好条件である⁴。本稿の紹介事例である乃美尾村は、注目される資料を豊富にもつものではない。考察の大きな課題は資料である。

本考察では学校沿革誌を主資料とする。同資料は沿革を記述することを基本性格とする。したがって、学校日誌類のように、教師の教育実践や児童との交流などの日常を伝える内容に乏しい。このような学校沿革誌は、これまでの教育史研究において、積極的な意義が見出されてきた資料とはいいがたい。しかし、後述のように、村役場資料を欠く乃美尾村にあって、学校沿革誌は、村の初等教育事情をうかがいうる数少ない資料である。

本稿では、研究蓄積の薄い賀茂農村のひとつとして乃美尾村に光を当てる。限られた資料ながら、そこに展開された初等教育の様子的一端を明らかにしたい。

1. 『乃美尾尋常小学校沿革誌』の基本的性格

『乃美尾尋常小学校沿革誌』(以下、『沿革誌』と略す)は現在の東広島市立乃美尾小学校に保管される資料である。いまなお沿革の記述が継続されており、現役の資料といえる⁵。

明治28(1895)年12月、『沿革誌』の編さんは緒についた。その「例言」は、つぎの2点を記している。

第一は、「本誌ハ教育ノ隆替変遷等ニ関スル事項ヲ編年体ニ記述スト雖モ明治十九年以前ニアリテハ記録ノ考証ニ資スベキモノナシ(本村戸長役場焼失ノ際役場学校ノ諸記録焼失セリ)、其ノ梗概ヲ記スルニ止ム」である。編年体の記述方式は、学校沿革誌類の基本的特色である。前稿までに扱った各村に伝わった学校沿革誌類も、編年体による記述である。前述のように、沿革として書き留められる内容は、教育法制度や学校行事に関するレベルのものが主であり、学校生活の日常場面への言及はほとんどない。学校沿革誌という資料の性格上、やむをえない制約である。

留意したいのは、割注に書かれた「学校ノ諸記録焼失」である。戸長役場焼失の際、学事資料も焼けたことを伝える。残念であるが、これも歴史事実のひとつといえようか。当時、火災によって資料を失うほか、村の統廃合、役場の移転や改築などの際、資料が散逸することがしばしばであった。この乃美尾村を含む旧黒瀬町の場合も、その事情をまぬがれえなかった。こんにち、「例言」にある「明治十九年以前」とともに、それ以後の近代学事資料の残存に恵まれていない。付言するならば、このような資料状況は旧黒瀬町に限ったことではなからう。少なくない地域で同様の資料状況にあるとすれば、各校に残る学校沿革誌は、資料的制約があるとはいえ、村の近代初等教育事情を伝える基礎資料として重要となる。

第二は、「本誌記述ノ便ヲ図リ組織ノ沿革、職員ノ沿革、監督官庁長官管理者学務委員ノ沿革、校舍沿革ノ四部ニ分テリ、年月ニ依リテ併観スルヲ要ス」である。この4部構成は、これまでに紹介した各村に残る学校沿革誌類と共通する⁶。4部のうち、もっとも紙幅を割き、記述内容が充実するのが「組織ノ沿革」である。本稿では、「組織ノ沿革」を主に検討し、他の部は適時参照す

る。扱う時期は、比較的記述が整う明治・大正期とする。大正末期から昭和初期にかけての記述は年代が前後したり、間隔が空いたりしており、まとまった考察は難しい。

また、『沿革誌』は、編年体記述の、資料の本体部分である4つの沿革に加え、「学級数ト職員数トノ関係」、「経費累年比較」、「学齢児童就学歩合累年比較」などの表も掲載する。表の一部は図表化し、検討材料とする。

2. 『沿革誌』にみる乃美尾村の初等教育

(1) 近代初等教育の始動と模索

① 「学制」期

明治初年の村の教育機関は近世的雰囲気が残るものであったようである。明治3(1870)年、村は「八幡塾」という「私塾ヲ八幡社境内ニ設立」した。「私塾」は近世に発達した士庶共学の教育機関であり、「四民均シク入学シ得」た。明治初年の「八幡塾」も「四民教育ノ道ヲ開」いた。塾主や生徒の詳細は不明である。また、近世乃美尾村における手習所の開設状況も把握できない。

明治5(1872)年、「学制」が公布された。村は「学制ニ基キ明治七年五月一ノ公立小学校ヲ創業シ之ヲ精々舎ト称」した。『沿革誌』は「是本校ノ嚆矢ナリ」と伝える。「精々舎」は『文部省年報』にも掲載されている(表1参照)。民家の一室を借り受けて教場にあて、男性教員1人のもとに男子生徒78人、女子生徒13人が集った⁷。詳細は不明であるが、村内には「迪喬舎」という小学校も立地していたようである。

『沿革誌』の「校舎ノ沿革」によると、翌8(1875)年、教場は民家から八幡神社に移った。同10(1877)年、校名を「乃美尾小学校」とあらためた時点では、教場は修理された民家の土蔵であった。明治10年代を通じ、校地は一定せず、民家や古蔵、神社を利用した。小学校の創業当時、自前の校舎を確保できた地域は限られ、民家や社寺を借用して教場とするケースは多かった⁸。

「学制」期の教育階梯は小学、中学、大学とつらなつた。ボトムの小学は下等小学と上等小学にわかれた。精々

舎は下等小学であった。原則、下等小学へは6～9歳の児童が在学し、上等小学へは10～13歳の児童が通った。下等小学は6歳以上の児童に修業年限4年の基礎課程を提供する教育機関であった。

基礎学校である精々舎の「教科ハ綴字、習字、単語ノ読方、算術、修身、単語ノ暗誦、会話ノ読方、単語ノ書取、読本ノ読方、会話ノ暗誦、地理ノ読方、養生法ノ口授、会話ノ書取、読本輪講、物理学ノ輪講、書牘文法」であった。教科書(教科用図書)は「小学校教則及校則」にもとづき、「五十音図、いろは図、単、連語図、濁音、半濁音図、色図、日本数字掛図、算用数字掛図、羅馬数字掛図、加減乗除九九図、単語篇、究理問答、天変地異、日本国尽、世界国尽等」を使用したようである。「小学読本、三字経、大統歌、小学算術書」(明治8年)、「日本地誌略、万国地誌略、日本史略、万国史略」(同9年)もあがっている。しかし、『沿革誌』の記述からは、実態レベルでの使用状況は詳らかでない。近世の代表的教科書である往来物とそれを用いた練習的な個別学習法に馴染んだ人びとが、これらの近代教科書と一斉教授法をどのように受容したかは明らかでない。

明治初年の進級は学年制によらない。等級制がとられた。下等小学の4年課程は全8級からなり、「毎級修業ハ六ヶ月ト定メ学齢児童ノ始メテ学ニ入ルモノヲ第八級トシ次第ニ進ミテ第一級ニ至リ全科ヲ卒業スルニハ修業年限四ヶ年ヲ要」した。進級は試験によった。明治11(1878)年、県が公布した「小学校教則及校則」によれば、「試験ハ三様ニ分チ一ヲ尋常、二ヲ定期、三ヲ卒業トス、尋常試験ハ毎月末之レヲ行ヒ一組中ノ座次ヲ進退ス、定期試験ハ毎級ノ終リニ之レヲ行ヒ卒業試験ハ全科修業ノ終リニ之ヲ行ヒ各級ニテ学習セシ所ヲ試験スルモノニシテ毎科ノ点数五分ノ二以上ヲ得タルモノヲ及第トシ以下ヲ落第トス」というものであった。

『文部省年報』は、明治10(1877)年、乃美尾小学校が最初の卒業生2人を送り出したことを伝える⁹。

② 「教育令」期

明治12(1879)年、「学制」は廃され、「教育令」が公布された。修業年限の短縮や私学の振興を進めた同令は、「自由教育令」とも称された。しかし、結果、児童の学校離れを招来することとなり、翌13(1880)年、はやくも改正された。「教育令」の理念とする「自由」や「向学」への、乃美尾村の人びとの態度について、『沿革誌』はとくに記していない¹⁰。

明治14(1881)年、「改正教育令」にもとづき、小学校教則綱領が規定された。これを受け、小学校はこれまでの下等・高等の2区分から、「初等科中等科高等科ノ三等」となった。翌年、乃美尾小学校は「初等科中等科ヲ併置」した。高等科の設置はない。

初等科の教科は「修身、読書、習字、算術ノ初歩及唱

【表1】明治初年の乃美尾村の小学校

年 度		校 名	教員 (人)	生 徒 (人)		
和暦	西暦			男	女	計
明治7	1874	精々舎	1	78	13	91
		迪喬舎	1	65	8	73
明治8	1875	精々舎	1	73	11	84
		迪喬舎	1	58	11	69
明治9	1876	市野堂学校	1	40	10	50
		八幡学校	1	82	13	95
明治10	1877	乃美尾学校	1	55	6	61

※『文部省年報』による。

歌、体操」、中等科の教科は「修身、読書、習字、算術、地理、歴史、図画、博物、物理、農業、商業、裁縫^{裁縫}、唱歌、体操」であった。ここにおいて修身は筆頭科目となった。改正前の「教育令」は「読書、習字、美術、地理、歴史、修身ノ初歩トシ之ヲ必修科ト定メ」、修身は最末尾にあげられる教科の扱いであった。社会では自由民権運動が下火となり、学校教育では福沢諭吉の『学問のすゝめ』が教科書として使用が禁じられるようになったのが、このころである。

初等科と中等科は「各六級」であり、「毎級六ヶ月ノ修業」であった。初等科を修了するためには、順調に級を進めて3年かかった。児童は3年の就学が求められた。さらに中等科に進めば、もう3年である。各科修業中、児童は幾度の試験を経験した。試験は「三種」あり、「一ヶ月次試験ニヨリ定期試験三ヶ月大試験」といった。「月次試験ハ当月ノ課業ヲ試ミ生徒ノ優劣ヲ判シ其座次ヲ進退スル者ニシテ毎月末之レヲ施行」、「定期試験ハ当期ノ課業ヲ試ミ生徒ノ進否ヲ検シ其学級ヲ進ムルモノニシテ毎学期末之レヲ施行」、「大試験ハ初等科若クハ中等科若クハ高等科ノ課業ヲ試ミ生徒ノ得業ヲ検定スルモノニシテ毎等科最後ノ学期末之レヲ施行」した¹¹。課される試験を児童がどのようにこなしていたかは、考察する資料をもたない。進級や原級留置の状況も判明しない。

なお、明治17(1884)年、教員講習会に関する記述がみえる。他村の『沿革誌』にも同様の記述がある。講習会は8週間の日程であり、「其学科ハ教育学^{伊沢修二著}、学校管理法^{伊沢修二著}、心理学大意^{小学礼義^{弘島師範学校編纂}}、教授法^{太田義男竹本重雄著}、体操等」であった。「是レ実ニ教育学管理法ノ書籍ヲ本校ニ適用シタル嚆矢ニシテ是レヨリ開発的教授法ヲ実施スルニ至レリ」という。近代教育学にもとづく方法が学校現場で試みられはじめた。

明治18(1885)年、「再改正ノ教育令」が公布された。これにより、賀茂郡は「学区内幾多ノ小学校ト小学教場トヲ設置」した。乃美尾小学校は小学教場となり、校名を「沖条小学教場」とあらためた。

小学教場は、初等教育の普及と定着のため、小学校の設置と維持が困難な地域に開設される簡易な教育機関であった。すなわち、「小学教場ハ授業料ヲ徴収セス全ク連合村費ヲ以テ維持シ毎日三時間以内近卑ナル教育ヲ施シ以テ貧民就学ノ便ヲ得シムル所」であり、「小学校ハ組織完全ニシテ授業料ヲ徴収シ連合村費ヲ以テ其経費ヲ補足シ適当ナル教員ヲ配置シ毎日五時間完全ナル教育ヲ施ス所」であった。

授業料を徴収せず、児童を長く拘束しない小学教場は、そのスリムさゆえ、地域の实情に適し、初等教育の普及と定着を基盤的に支える役割を果たすところがあったと思われることは、前稿までに述べたとおりである。

③ 「小学校令」前期

明治19(1886)年、「小学校令」(第1次)が公布され、「小学科ハ尋常小学科高等小学科及小学簡易科ノ三種」となった。これを受け、翌年、沖条小学教場は「乃美尾簡易科小学ト改称」した。

小学教場の系譜にある簡易小学校は尋常小学校の代用的性格が強い機関であった。修業年限は尋常小学校の4年に対し3年、授業時間は尋常小学校の週25時半に対し18時であった。教科目数も少なく、尋常小学校は「修身、読書、作文、習字、算術、体操トス、土地ノ状況ニ依リテハ図画、唱歌、裁縫ノ一科若クハ数科ヲ加フルコトヲ得」という規定であるところ、簡易小学校は「読書、作文、習字、算術」であった。簡易小学校の「教科用書ハ簡易読本、作文階梯、尋常小学習字帖^{漢字}、珠算全書附図、珠算初歩、戸外遊戯法ヲ用」い、「生徒ニ始メテ習字帖ヲ持タ」せた。おって乃美尾簡易小学校は「教科目ニ珠算、筆算ヲ併置」し、算術科目を充実させた。この「併置」の経緯は不明である。

また、詳細は判明しないが、同20(1887)年、同校は「卒業後一ヶ年ノ温習科ヲ設置」した。簡易科の3年で満足せず、尋常科相当の4年の教育課程を求める、一定程度の村民の存在があったことが推察される。

なお、翌21(1888)年、村は念願の校舎を手にいれた。戸長らを発起人とし、「村会ノ決議ニヨリ村税及寄付金ヲ募集シ」、「本村中央字八幡」に「西洋造^(洋造)ノ一棟ヲ新築」した。新築部分を、これまで利用していた「古蔵ニ続ケ、長十四間巾三間ノ校舎トナ」った。これにより、「四教室一事務室」が確保された。設備面での進展があった。

明治20年代はじめ、同校は、制度的には簡易小学校の位置づけながら、次第に教育内容や教育環境を整え、村の初等教育機関としての実態を具備しつつあったことがうかがえる。

(2) 村立小学校の設置と維持

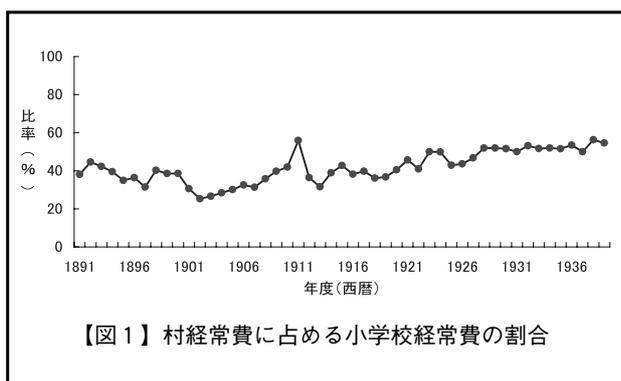
明治24(1891)年、「小学校令」が改正され(第2次)、代用的機関である簡易小学校は認められないこととなった。乃美尾簡易小学校は「校名ヲ乃美尾尋常小学校ト改称」した。尋常小学校の修業年限は、地域の实情に同じ、3年または4年を選択することができた。乃美尾尋常小学校は「修業年限ヲ四年ト定」めた。修業年限4年を採用した尋常小学校は、黒瀬地域では、同校と中黒瀬村の天神尋常小学校の2校のみであった。4年制尋常小学校の発足について、さきの温習科設置の実績とも考えあわせると、乃美尾村は黒瀬地域のなかでは比較的はやく安定的な就学慣行が形成されたところであったのかもしれない。同村の就学慣行形成の文化的・経済的背景については未分析である。

留意すべきは、この乃美尾尋常小学校の設置が、村立小学校の誕生を意味したことである。すなわち、賀茂郡は「小学区ヲ廢シ随テ本郡共通經濟ヲ止メ尋常小学校ヲ設立維持スルハ其町村ノ義務ニ帰ス、因テ本校モ本村ノ公立トナ」った。今後の小学校の運営経費は、小学教場や簡易小学校の時代のような、「連合村費」や「本郡共通経済」によるものではなく、村個別の村費と児童を通わせる家庭から徴収する授業料にもとづくものとなった。

乃美尾村にとって、自身の責任をもって教育費を負うことは、はじめての事態である。また、授業料徴収についても、明治初期の一時期を除き、村民に馴染みのない経験である。村と村民はどのように応じたのであろう。

『沿革誌』は「公立」化された乃美尾尋常小学校時代以降の「村經常費」と「小学校經常費」を記載した表をおさめている¹²。村の財政規模を確認すると、明治20年代は1000円をこえない規模であり、明治30（1897）年度にはじめて1000円台にのった。同34（1901）年度には2000円を上回り、明治末年まで2000円台の規模で推移した。大正期、財政規模は拡大し、同2（1913）年度に3000円、同7（1918）年度に5000円、同10（1921）年度には10000円をこえた。以降、昭和初年には15000円に達し、記載のある昭和14（1939）年度には17000円規模となった。

乃美尾村の「村經常費」に占める「小学校經常費」の比率（教育費比率）を【図1】に示した。乃美尾村の教育費比率について、明治末年まで、一定の傾向は見出しにくい。村費のおよそ20～50%の範囲で充てられている教育費は、その増減に規則性は読みとれない¹³。支出決定過程を分析する資料を欠くが、教育費支出の不安定さの意味するところを推察すれば、以下のようである。小学校の「公立」化当初、当然、村費から支出すべき部門は教育部門のみならず、土地整備や農産業支援はじめ各種部門あり、費途は多岐であった。それら他部門との調整次第で、当時とあってはいまだ有用性や緊要性の認識度の低い教育部門への支出は、年度によって減りもしたであろうし、増えもしたであろう。明治期、長期安定的な教育費への支出の傾向はみえない。一般村財政のなかで教育財政が優先的・定番的な位置を占める存在にいた



【図1】村經常費に占める小学校經常費の割合

っていなかったことが察せられる。

大正期にはいと、以降、昭和前期まで、教育費比率は、やや右肩あがりの増大傾向のもと、およそ50%前後で安定的に推移することが認められる。黒瀬村各村との比較は未着手であり、乃美尾村の村費の50%程度という教育費比率が高いのか低いのか相対化して考察できないが、同村が、明治期の試行錯誤の経験を経て、大正・昭和期、自身の財政規模に照らし、そこから割くべき教育費の適正規模をつかみつつあった状況がうかがえる。

つぎに、授業料の徴収について、同校の『沿革誌』に授業料徴収に関する記述はない¹⁴。他校の『沿革誌』には若干とはいえ記述があり、村民から授業料を徴収することに対する緊張感を多少なりとも伝える。記述がないということは、あるいは乃美尾村では授業料徴収が混乱や支障なく行われたことを物語っているのかもしれない。

(3) 就学動向

近代日本の初等教育の成功についていわれることのひとつは、短期間で実現されたその普及である。賀茂郡の就学率を男女平均で確認すると、つぎのようになる¹⁵。

明治10年代なかごろに就学率は50%をこえた。20年代はじめに停滞の時期があったものの、20年代なかごろには60%に届いた。そして、30年代はじめに80%に達し、遅くとも明治35（1902）年には90%を突破した。その後も上昇し、30年代おわりから40年代はじめにかけて、ほぼ完全就学となるにいたった。

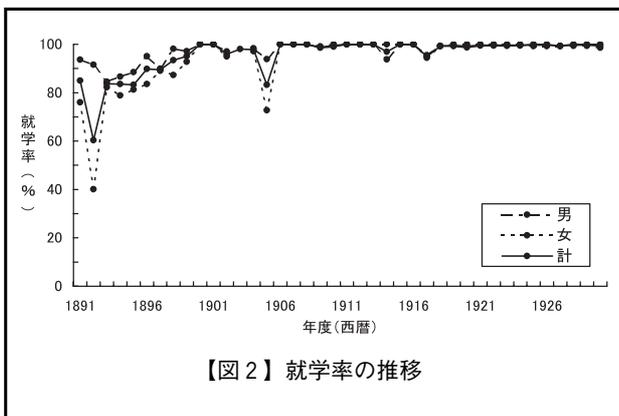
乃美尾村はどうであったか。『沿革誌』におさめられている「学齡児童就学歩合累年比較表」は、明治24（1891）～昭和5（1930）年度の数値を掲載する。【表2】に整理し、就学率の推移図を示した。明らかな間違いを除き¹⁶、資料中の数値をそのまま表示した¹⁷。

乃美尾村の就学動向は郡を上回る進展をみせた。郡の男女平均就学率が60%台を推移していた明治20年代後半、同村のそれは80%台に達していた。90%台への到達も、郡に先行した。郡がそれを達するのは同35（1902）年度においてである。つまり、同33（1900）年の「小学校令」（第3次）によって4年制の無償義務教育制度が確立してからのことであった。乃美尾村の就学率が90%をこえるのは、同令の公布にさきだつ同31（1898）年度においてであった。

着目すべきは、乃美尾村の高い就学率を支えた、好調な女子の就学動向である。前稿で扱った、やはり高い就学率が確認される上黒瀬村の特色と似ている¹⁸。一般に男子の就学率は女子のそれよりも高く、男女差が存在した。賀茂郡では、明治20年代に男子は70%台で推移するのに対し、女子は50%台にとどまった。男子が90%台に到達する30年代はじめ、女子は80%台に届くものの、完

【表2】「学齡児童就学歩合累年比較表」

年 度		学齡児童中就学義務ノ已ニシタルモノ			就学生徒数						不就学生徒数						就学歩合		
和暦	西暦	男	女	計	現在就学			卒 業			猶 予			免 除			男	女	計
					男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
明治24	1891	162	132	294	150	100	250	18	1	19	12	32	44	0	0	0	93.70	76.00	85.00
明治25	1892	131	197	328	120	78	198	8	1	9	11	19	30	0	0	0	91.60	40.10	60.37
明治26	1893	136	79	215	115	65	180	4	1	5	21	14	35	0	0	0	84.55	82.28	83.72
明治27	1894	135	90	225	117	71	188	11	1	12	18	19	37	0	0	0	86.66	78.88	83.56
明治28	1895	125	123	248	107	100	207	24	6	30	18	23	41	0	0	0	88.49	81.30	83.22
明治29	1896	103	85	188	98	71	169	19	5	24	5	14	19	0	0	0	95.11	83.53	89.81
明治30	1897	98	82	180	95	73	168	15	7	22	0	0	0	3	9	12	89.89	89.02	89.46
明治31	1898	109	103	212	108	90	198	16	8	24	0	0	0	1	13	14	98.10	87.30	93.40
明治32	1899	106	97	203	103	90	193	19	5	24	0	0	0	3	7	10	97.11	92.77	95.07
明治33	1900	104	92	196	69	70	139	15	23	38	0	0	0	0	0	0	100.00	100.00	100.00
明治34	1901	124	91	215	124	91	215	11	8	19	0	0	0	0	0	0	100.00	100.00	100.00
明治35	1902	110	105	215	107	99	206	15	12	27	0	5	5	3	1	4	97.00	95.00	96.00
明治36	1903	119	103	222	78	80	158	13	11	24	3	14	17	2	3	5	52.00	47.00	98.00
明治37	1904	121	106	227	119	103	222	13	8	21	2	3	5	0	0	0	98.34	97.17	97.76
明治38	1905	130	121	251	122	88	210	10	4	14	8	30	38	0	1	1	93.85	72.72	83.25
明治39	1906	127	106	233	124	103	227	17	12	29	0	0	0	0	0	0	100.00	100.00	100.00
明治40	1907	114	84	198	114	84	198	15	8	23	0	0	0	0	0	0	100.00	100.00	100.00
明治41	1908	132	102	234	88	79	167	44	23	67	0	0	0	0	0	0	100.00	100.00	100.00
明治42	1909	137	114	251	97	84	181	0	0	0	2	1	3	0	0	0	98.54	99.12	98.83
明治43	1910	112	82	194	110	82	192	9	4	13	1	0	1	0	0	0	99.05	100.00	99.52
明治44	1911	133	115	248	102	93	195	30	22	52	0	0	0	1	0	1	100.00	100.00	100.00
明治45	1912	131	103	234	109	91	200	22	12	34	0	0	0	0	0	0	100.00	100.00	100.00
大正 2	1913	138	121	259	102	96	208	26	25	51	0	0	0	0	0	0	100.00	100.00	100.00
大正 3	1914	148	129	277	106	104	210	42	25	67	1	0	1	0	0	0	93.75	100.00	96.88
大正 4	1915	142	130	272	104	99	203	38	31	69	0	0	0	0	0	0	100.00	100.00	100.00
大正 5	1916	147	130	277	103	100	203	44	30	74	0	0	0	0	0	0	100.00	100.00	100.00
大正 6	1917	150	123	273	111	109	220	38	29	67	0	1	1	1	0	1	95.46	94.44	95.00
大正 7	1918	147	130	277	117	102	219	30	28	58	0	1	1	1	0	1	99.32	99.23	99.28
大正 8	1919	133	118	251	119	100	219	13	18	31	0	0	0	1	0	1	99.25	100.00	99.60
大正 9	1920	150	128	278	121	107	228	29	21	50	1	0	1	1	0	1	98.67	100.00	99.28
大正10	1921	175	131	306	132	96	228	43	35	78	1	0	1	0	0	0	99.43	100.00	99.67
大正11	1922	171	132	303	125	100	225	45	32	77	1	0	1	0	0	0	99.42	100.00	99.71
大正12	1923	161	133	294	120	107	227	41	26	67	0	0	0	1	0	1	99.38	100.00	99.66
大正13	1924	169	125	294	126	100	226	24	34	58	0	0	0	1	0	1	99.41	100.00	99.71
大正14	1925	150	138	288	119	108	227	36	28	64	0	0	0	0	1	1	100.00	99.28	99.69
大正15	1926	150	138	288	119	108	227	36	28	64	0	0	0	0	1	1	100.00	99.28	99.65
昭和 2	1927	150	134	284	124	102	226	42	35	77	0	1	1	1	0	1	99.34	99.26	99.30
昭和 3	1928	158	141	299	110	110	220	46	26	72	0	0	0	0	1	1	100.00	99.29	99.67
昭和 4	1929	150	147	297	102	119	221	48	28	76	0	0	0	0	1	1	100.00	99.29	99.67
昭和 5	1930	141	140	281	105	108	213	36	32	68	0	1	1	0	1	1	100.00	98.58	99.29



【図2】就学率の推移

全就学に近づく30年代おわりまで男女差は残った。乃美

尾村の場合、図示したように、就学率とその推移における男女差はそれほど大きくない。すでに述べたように、同村の男子の就学率が低かったわけではない。「小学校令」(第3次)の公布の前々年、男子の就学率はすでに90%をこえた。つづいて女子の就学率も、公布の前年に90%をこえた。

乃美尾村にみられた好調な就学動向の理由について、一般背景に社会経済状況の好転、村民の教育意識の醸成、就学督励策の効果、授業料徴収の廃止などがあったことは考えられる。しかし、それらに加えて、どのような同村に固有の要因があったのかは、前稿の上黒瀬村の考察と同様、よくわからない。

周知のように、裁縫教育の充実は、女子を意識した就学対策のひとつである。伝統的に女子の必須の技術と考えられてきた裁縫は、保護者が望む教育内容であった。小学校が裁縫を教えることは、送り出し側である保護者に対するアピールとなった。裁縫教育ははやく明治10年代から女子の就学率を高める方策として奨励されてきたものであった。しかし、乃美尾尋常小学校に「裁縫設置ノ件認可アリ」,「裁縫科ヲ実施シ尋常科第三学年以上ノ女兒ヲシテ履修セシム」るのは、明治35(1902)年度である。裁縫科実施時、すでに同村の女子の就学率は90%をこえており、一般にいう低迷する女子の就学動向を打開するための方策にはあたらない。

なお、明治38(1905)年度の就学率の一時的低下について、理由が判明しない。男子で若干の低下、女子で大幅の低下が確認されるこの年度、乃美尾村がどのような状況(流行病など)にあったのか気になるが、補足できる情報をもっていない。日露戦争とのかかわりについても伝え聞くとところがない。

(4) 高等科の併置と進学状況

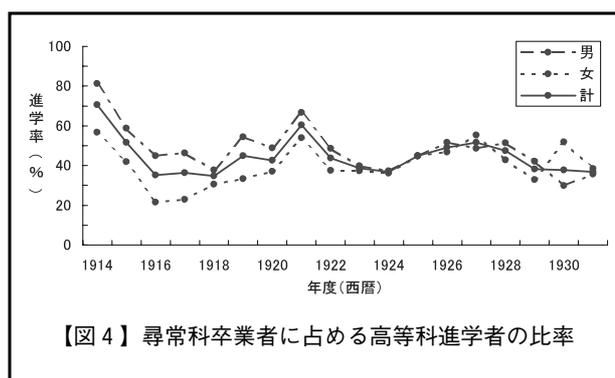
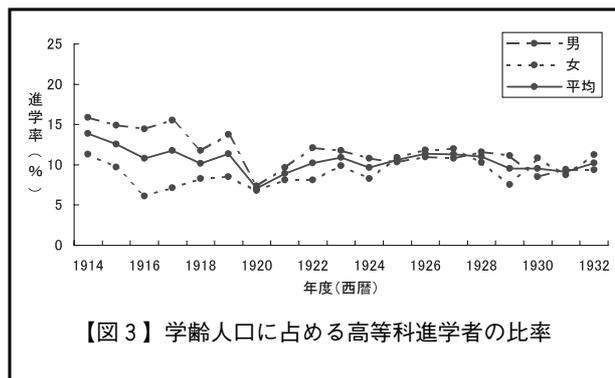
明治41(1908)年3月、小学校令(第4次)が發布され、「就学義務年限六ヶ年トナ」った。4年制であった乃美尾尋常小学校は、同年4月、「第五学年ヲ編制」し、旧4年課程をおえた新5年次生を迎え入れた。さらに翌42(1909)年4月、「第六学年ヲ編成」し、「明治四十三年三月三十一日小学校義務年限延長ノ第六学年ヲ卒業セシメタル嚆矢ナリ」と記すように、同校は最初の6年課程卒業生13人(男9人・女4人)を送り出した。

明治末年ころには、黒瀬地域に高等科設置の機運が高まっていた。前稿で紹介したように、上黒瀬村はすでに明治36(1903)年、尋常小学校に高等科を併置していたし、下黒瀬村でも高等科併置に向けた動きが活発化していた¹⁹。

乃美尾尋常小学校が高等科を併置するのは大正3(1914)年である。併置までの経過は不明であるが、「大正三年三月三十一日本校ニ高等科併置ノ件認可」あり、「四月ヨリ高等科ヲ一学級編成シ」た。大正15(1926)年まで同校の高等科は第1・2学年が同じ教室で学ぶ複式学級であり、同年、「高等科複式ヲ解キ式学級ニ編成」した。

大正期、村の尋常小学校に高等科が併置され、広がった教育機会を、乃美尾村の人びとはどのように利用したであろうか。あるいは誰が利用したのか。

高等科の「在籍児童数」と「卒業生数」は『沿革誌』所収の「高等小学校児童累年調(毎年四月調)」に示されている。これを高等科進学率でみると、どうであろうか。『沿革誌』に高等科進学率を示す統計はない。さきに紹介した「学齢児童就学歩合累年比較表」と「高等小



学校児童累年調」をつきあわせ、学齢相当児童のなかでどれくらいの児童が高等科に進学したかを試算し²⁰、【図3】に示した。

高等科に進学したのは、大正期の高等科併置後、扱えた昭和初期まで、ほぼ一貫して学齢相当児童の10%前後であったことがわかる。また、大正期には数%あった男女差が、昭和期には小さくなったこともわかる。たしかに、乃美尾村の人びとにとって、村の尋常小学校に高等科が併置されたことは、他村の高等科にわざわざ通う必要がなくなり、高等科進学が身近な選択となった。とはいえ、その機会を利用する層は、男子児童をもつ家庭でも女子児童をもつ家庭でも、依然、一部の一定層であったことを、試算は示す。多くの村民にとって、まだ大正・昭和初期は、尋常科課程がより一般的な初等教育経験であったと把握される。

付言するならば、【図4】に示したように、尋常科卒業者の高等科進学率は、上述の学齢相当児童のそれを大きく上回る。大正期半ば以降、尋常科卒業者のなかでの高等科進学は、40%程度の集団が果たすことは常態化している。年度によっては尋常科卒業者の半数が高等科に進んだ。大正・昭和初期は尋常科を卒業するまえに退学する者がまだ多かった。尋常科を中退せず、卒業しうる者、換言すれば、子弟を卒業させることのできる家庭にとっては、高等科進学は現実的な選択となりえた。高等科進学が現実的な選択として視野にはいつてくる、義務教育課程以上の教育に親和的であり、経済的余力のある

層と、そうではなく、義務教育課程の修了までが当然の教育文化である層、義務教育課程での中途退学さえ余儀なくされる層との差がまだ明確に存在したのが、大正・昭和初期の状況であったといえる²¹。

おわりに

以上、『沿革誌』を主資料としつつ、近代乃美尾村における初等教育の展開過程に関する考察を進めてきた。

学校沿革誌の資料的な制約とその資料にもとづく考察の課題については、前稿までにも述べたところである。学校沿革誌は、その名称が示すように、「沿革」を記述するものであるから、実態的側面を伝える情報、すなわち日々の学校生活や教育実践に関する記述をほとんど留めない。乃美尾村の『沿革誌』を用いた本稿でも、実態面に踏み込んだ分析はできなかった。

筆者が学校沿革誌の資料的な制約を承知でこれに着目するのは、一般農村に生じた近代初等教育の、あたりまえの姿容に、光を当てたいと考えるからである。注目される教育の実践例があり、また豊富な資料が残る地域ばかりが、近代初等教育の現場ではないと考え、およそどの小学校にも残る学校沿革誌を基本資料に、地域の初等教育の歴史の素描を試みた。

今回、瀬戸内農村の一事例として乃美尾村を取りあげた。同村を含む黒瀬地域は、村役場資料が散逸し、学事資料を活用した分析は困難である²²。その意味でも、小学校に保管される学校沿革誌は、地域初等教育史研究の基本資料として重要である。今後も学校沿革誌の調査を進めたい。

〈註〉

¹ 本稿は、東広島市黒瀬町史編さん事業に関する研究成果の一部である。以下の考察で利用する資料は、断らないかぎり、同町史編さん委員会から提供を受けたものである。また、資料の利用にあたり、とくに乃美尾小学校から便宜を賜った。記して謝意を表したい。

なお、これまでに旧黒瀬町内小学校に所蔵される資料を用い、以下の3つの報告を行っている。①拙稿「近代日本農村の初等教育事情—広島県賀茂郡下黒瀬村の事例—」『鳴門教育大学研究紀要』18, 2003年、②拙稿「『板城西尋常小学校沿革誌』にみる近代地域初等教育事情」『鳴門教育大学研究紀要』19, 2004年、③拙稿「近代日本農村における初等教育の定着—広島県賀茂郡上黒瀬村の事例—」『鳴門教育大学研究紀要』20, 2005年。

² 乃美尾村は、明治22(1889)年の町村制施行に際し

て成立した板城、上黒瀬村、中黒瀬、下黒瀬、郷原の各村とともに黒瀬地域を構成した(黒瀬6カ村)。昭和29(1954)年、上黒瀬村、乃美尾村、中黒瀬村、下黒瀬村からなる黒瀬町が成立し、翌年、板城村の一部を加えた。郷原村は呉市に編入された。平成17(2005)年、黒瀬町は東広島市に統合され、現在に至る。

³ 杉山聖子「近世後期から昭和戦前期の瀬戸内農村における死亡構造の時系列的分析—広島県賀茂郡中黒瀬村の寺院過去帳を事例として—」『農業史研究』38, 2004, pp.38-39, 参照。なお、大正2(1913)年の編さんとなる『乃美尾村郷土誌』によると、同村の大正初期の戸数は323戸、人口は1666人(男880人、女786人)であった。

⁴ たとえば、学校日誌類の学校資料や村役場資料に含まれる学事関連資料などが豊富に残る地域を中心に進展をみた。主要な先行研究の紹介は、前掲の拙稿①においてすでに行っている。ここでは再掲しない。

⁵ 現在は「学校沿革誌」と題された表紙が付された簿冊として管理されている。尋常小学校時代の記述と、以降、こんにちまでの継続記述が綴じられている。

⁶ 明治32(1899)年9月、県は訓令第73号で「市町村立小学校表簿」のひとつとして「学校沿革誌」を明示し、「学校沿革誌ニハ学校ノ位置名称、教科ノ変遷、校地校舎校具ノ増減、職員管理者及学務委員ノ更迭、児童数ノ増減、学級数ト職員数トノ関係、経費累年比較、学齡児童就学歩合累年比較、卒業児童累年比較其他必要ノ事項ヲ記入スルヲ要ス」と定めた(広島県立図書館所蔵)。乃美尾村の『沿革誌』の作成の着手は明治28(1895)年であり、県訓令にさきだつ。また、下黒瀬村の『津江尋常小学校沿革誌』の作成は、明治29(1896)年にはじまる。両者の内容における類似点は多い。県に先行する黒瀬地域における学校沿革誌類の作成動向は、郡レベルでの何らかの指示がすでにあった可能性をうかがわせる。これまで、賀茂郡の郡役場資料はまとまった残存がほとんど報告されておらず、郡レベルでの学事に関する考察は困難な状況にあった。旧野路村(現在の呉市安浦町)で調査した資料のなかに一定程度の量の郡通達類の残存を確認できた。現在、分析中である。

⁷ 『文部省第二年報』, 1874年, p.410。詳細は不明であるが、生徒から集められた授業料は月に9円10銭の合計となったようである。翌年以降は無料となった。

⁸ 広島県編『広島県史』近代1, 広島県, 1980年, pp.534-535, 参照。なお、『沿革誌』に明治9(1876)年の校名変更に関する記述はない。

⁹ 『文部省第五年報』, 1877年, p.572。

- ¹⁰ 他の『沿革誌』には、前稿までに紹介したように、人びとの「向学」を待つ「教育令」は、結果、「小学校ニ関スル諸般ノ事業頗ル頹弛崩解殆取捨スヘカラザル境遇ニ至レリ」という事態を招いた旨の記述がある。
- ¹¹ なお、翌16（1883）年、試験規則の変更があり、月次試験を「日課試験」（凡四週間毎ニ施行）、定期試験を「進級試験」と改めた。また、明治19（1886）年、試験は「臨時試験定期試験ノ二種」となった。
- ¹² 継続した記載があるのは明治24（1891）度から昭和14（1939）年度までである。
- ¹³ 明治44（1911）年度の教育費比率が高いのは、「校舎増築」があり、「西洋造一棟ヲ同年八月竣工」し、特別の支出があったためである（「校舎ノ沿革」）。
- ¹⁴ 『広島県学事年報』から、明治25（1892）～33（1900）年度に同校で授業料徴収があったことが確認できる。
- ¹⁵ 『広島県学事年報』（国立国会図書館蔵）、『広島県統計書』（雄松堂マイクロフィルム版）による。なお、明治24年（1891）度の『広島県学事年報』（p.55）は「学齢児童就学」について「郡市ノ内此平均（県平均…筆者註）数ト粗同一ノ就学者アルハ賀茂郡」と記す。
- ¹⁶ 明治36（1903）年度の「就学歩合」の男52%と女47%は計98%と整合性を欠く数字である。まぎらわしくないように、【図2】には採用しなかった。
- ¹⁷ ここに紹介する数値は『文部省年報』や『広島県統計書』の基礎データとなっているものである。これらのいわば公式数値は、当時の統計調査や操作手続き上の限界や誤解から、必ずしも実態を反映するものとなっていないという議論がある。実際は統計数値よりも10%程度低くなるという指摘もある。むしろ、本考察はこれら議論を考慮するものである。しかし、上黒瀬村の場合、「学齢児童就学歩合累年比較」を検証する他の補助資料はなく、この数値を参照するしかない。安川寿之輔「義務教育における就学の史的考察——明治期兵庫県下小学校を中心として——」『教育学研究』第26号第3号、1962年、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第3・4巻、国立教育研究所、1974年、土方苑子『近代日本の学校と地域社会——村の子どもはどう生きたか——』東京大学出版会、1994年、参照。
- ¹⁸ 前掲、拙稿③、pp.14-15、参照。
- ¹⁹ 大正3（1914）年、下黒瀬尋常小学校は高等科を併置した。
- ²⁰ たとえば、大正10（1921）年度高等科在籍者（第1・2学年）は、尋常科の修業年限は6年であるから、大正3（1914）～4（1915）年度尋常科学齢児童の

層からの進学者となると見立て、算出した。形式的な数値操作であり、どこまで進学実態をとらえているかは課題が残るが、ここでは、ひとまずの目安として示すものである。

- ²¹ なお、前稿で上黒瀬村の事例を扱った際、尋常科・高等科卒業者の進路について、一部の者に限られるが、上黒瀬尋常高等小学校の『卒業証書台帳』をもとに考察した。乃美尾村を扱った今回、これに相当する資料は残存を確認できなかった。前掲、拙稿③、pp.16-17、参照。

- ²² 最近、東広島市黒瀬町史編さん事業の調査の一環で役場資料の一部の残存が確認された。調査中である。

【資料紹介】

以下、『乃美尾尋常小学校沿革誌』のうち、本考察の基本資料とした「組織ノ沿革」を紹介する。なお、漢字は原則として新字体を用いた。読点は原文にもとづくことを原則としたが、適時に補った。合字は開いた。明らかな誤記は修正した。

組織ノ沿革

我国古来藩学郷学ノ制アリト雖モ概子士人以上ノ子弟ニ教養スルニ止マリテ四民均シク入学シ得ルモノハ私塾ト寺子屋アルノミ、本村モ明治三年二月八幡塾（私塾ヲ八幡社境内ニ設立）ヲ創立シ四民教育ノ道ヲ開キシニ政府専ラ意ヲ教育ニ注キ明治三年二月大学ニ於テ大中小学ノ規則ヲ定メ明治四年七月文部省ヲ創設シ全国ノ教育事務ヲ統括スルニ及ヒテ学事ノ形勢茲ニ一変シ明治五年八月学制ヲ頒布シテ大ニ普通教育ヲ振起セリ、於此乎邦内到ル所漸次学校ヲ設立シ日ニ増シ月ニ盛ニ教育ノ普及ヲ図リシヲ以テ我村モ亦此学制ニ基キ明治七年五月一ノ公立小学校ヲ創業シ之ヲ精々舎ト称ス、是本校ノ嚆矢ナリ

精々舎ハ下等小学ニシテ其教科ハ綴字、習字、単語ノ読方、算術、修身、単語ノ暗誦、会話ノ読方、単語ノ書取、読本ノ読方、会話ノ暗誦、地理ノ読方、養生法ノ口授、会話ノ書取、読本輪講、物理学ノ輪講、書牘文法トス、而シテ其程度ヲ分チテ八級トシ毎級修業ハ六ヶ月ト定メ学齢児童ノ始メテ学ニ入ルモノヲ第八級トシ次第ニ進ミテ第一級ニ至リ全科ヲ卒業スルニハ修業年限四ヶ年ヲ要スルモノトス

明治七年小学校教則及校則ヲ制定セラル、其教科用図書ヲ略記セハ左ノ如シ

五十音図、いろは図、単、連語図、濁音、半濁音図、色図、日本数字掛図、算用数字掛図、羅馬数字掛図、加減乗除九九図、単語篇、究理問答、天変地異、日本国尽、世界国尽等ナリ

教育ニ要スル経費ハ一村ノ協議費ヲ以テ支弁セシモ明治

七年本校創設以降明治^マ年前半度ニ至ルマテ毎年国庫ヨリ下賜金アリ当時之レヲ小学委託金ト称セリ、又地方税ヨリハ経費ノ幾部ヲ補助セリ

明治八年七月小学読本、三字経、大統歌、小学算術書ヲ教科用書トナセリ

明治九年二月ヨリ日本地誌略、万国地誌略、日本史略、万国史略ヲ教科用書トナセリ

明治十年三月乃美尾学校ト改称ス

明治十一年九月本県小学校教則及校則ヲ發布セラレ其課程ヲ上下二等二分チ下等ハ八級上等ハ四級トシ毎級六ヶ月ノ修業トス、而シテ試験ハ三様ニ分チ一ヲ尋常、二ヲ定期、三ヲ卒業トス、尋常試験ハ毎月末之レヲ行ヒ一組中ノ座次ヲ進退ス、定期試験ハ毎級ノ終リニ之レヲ行ヒ卒業試験ハ全科修業ノ終リニ之ヲ行ヒ各級ニテ学習セシ所ヲ試験スルモノニシテ毎科ノ点数五分ノ二以上ヲ得タルモノヲ及第トシ以下ヲ落第トス、教科目ハ読物、講義、書取、画学、作文、習字、算術^算等ナリ

本校ハ下等教科目ヲ授ク

明治十二年九月学制ヲ廢シ更ニ教育令ヲ發布セラル、是ヨリ小学校ニ関スル法規ハ其主意ニ從ヒテ変更セリ、其課目ヲ挙クレハ読書、習字、美術、地理、歴史、修身ノ初歩トシ之ヲ必修科ト定メ土地ノ状況ニ從ヒ畷、唱歌、体操ヲ加ヘ又ハ物理、生理、博物ノ大意ヲ加フ、殊ニ女子ノ為メニハ裁縫ヲ加フルヲ得

明治十三年十二月改正教育令頒布セラル

明治十四年五月改正教育令ニ基キテ小学校教則綱領ヲ規定セラル

明治十四年六月甲乙丙号ノ学事表ヲ規定セラレ甲号表ハ小学校ニ於テ調査シ其他ハ官衙ニ於テ調査スルノ制ナルヲ以テ教育上ノ統計稍備ハル

明治十五年四月教則綱領ニ基キ甲第九十三号ヲ以テ公立小学校教則及試験規則ヲ達セラル、学科ヲ分チテ初等科中等科高等科ノ三等トス、初等科ハ修身、読書、習字、算術ノ初歩及唱歌、体操トシ中等科ハ修身、読書、習字、算術、地理、歴史、図画、博物、物理、農業、商業、裁縫^裁、唱歌、体操トシ高等科^(本校ニ設置ナキ最ニ科目ヲ略ス)ハ更ニ中等科目ノ上ニ生理等ノ科目ヲ加フ、而シテ学期ハ初等科中等科ハ各六級高等科ハ四級ニ分チ毎級六ヶ月ノ修業トス、試験ハ分チテ三種トシ一ヲ月次試験ニテ定期試験三ヲ大試験トス、月次試験ハ当月ノ課業ヲ試ミ生徒ノ優劣ヲ判シ其座次ヲ進退スル者ニシテ毎月末之レヲ施行ス、定期試験ハ当期ノ課業ヲ試ミ生徒ノ進否ヲ檢シ其学級ヲ進ムルモノニシテ每学期末之レヲ施行ス、大試験ハ初等科若クハ中等科若クハ高等科ノ課業ヲ試ミ生徒ノ得業ヲ檢定スルモノニシテ毎等科最後ノ学期末之レヲ施行ス

本校ハ初等科中等科ヲ併置ス

明治十五年九月始^マメテ小学校生徒賞与規則ヲ設定セラレ奨励試験優等試験及年末賞与法施行セリ

明治十六年四月小学校則ヲ改定セラル

明治十六年五月十四日小学校教則同試験規則中数項ヲ改定セラル即チ月次試験ヲ日課試験^(凡四週間)定期試験ヲ進級試験トス

明治十六年九月四日奨励試験ヲ廢シ前学年中試験超衆生ヲ以テ優等試験応募生トナスヘキ旨訓令セラル

明治十七年二月一日小学校生徒管理心得ヲ示サル

明治十七年六月一日ヨリ八週間小学校教員ヲ講習セラル其学科ハ教育学^{伊沢修二著}、学校管理法^{伊沢修二著}、心理学大意小学礼義^{広島師範学校編纂}、教授法^{太田義朝竹本重雄著}、体操等ナリキ、是レ実ニ教育学管理法ノ書籍ヲ本校ニ適用シタル嚆矢ニシテ是レヨリ開発の教授法ヲ実施スルニ至レリ

明治十七年五月二十日小学校訓導学務委員ノ印形提灯ノ徽章ヲ定メラル

明治十八年七月一日甲第三百三十六号ヲ以テ公立小学校教則及試験規則ヲ改定セラル、モ大同小異ニシテ只中等科及高等科ノ学科ニ礼節ヲ加フルノミ

明治十八年八月十二日再改正ノ教育令ヲ頒布セラル、此改正令ニ於テ小学校ハ組織完全ニシテ授業料ヲ徴収シ連合村費ヲ以テ其経費ヲ補足シ適當ナル教員ヲ配置シ毎日五時間完全ナル教育ヲ施ス所トシ小学教場ハ授業料ヲ徴収セス全ク連合村費ヲ以テ維持シ毎日三時間以内近卑ナル教育ヲ施シ以テ貧民就学ノ便ヲ得シムル所トス、而シテ我賀茂郡ヲ以一学区トシ郡長之レヲ管理シ学区内幾多ノ小学校ト小学教場トヲ設置セリ

本校ハ小学教場ニシテ冲条小学教場ト称ス

明治十九年九月三日小学校則ヲ改定セラル

明治十九年十月十日小学校教則ヲ改定セラレ小学校ハ児童ヲシテ徳性ヲ修養シ身体ヲ發育シ将来ノ生活上ニ要スル普通ノ智識ヲ得シメ善良ノ臣民タルヘキ地ヲ為サシムルヲ以テ目的トス、而シテ小学科ハ尋常小学科高等小学科及小学簡易科ノ三種トシ尋常小学科ハ修身、読書、作文、習字、算術、体操トス、土地ノ状況ニ依リテハ図画、唱歌、裁縫ノ一科若クハ数科ヲ加フルコトヲ得小学簡易科ハ読書、作文、習字、算術トス^(高等科目)、尋常及高等小学科ノ修業年限ハ各四ヶ年トシ小学簡易科ノ修業年限ハ三ヶ年トス、而シテ小学簡易科ノ学級ヲ定ムルニハ生徒六十人以下ヲ単学級生徒百二十人以下ニシテ教員二人ノモノニハ二学級生徒百二十人以上若クハ教員三人以上ノモノハ三学級トス、三学級ノ小学簡易科ニ於テハ各一ヶ年ヲ以テ一学年トセリ、授業日数ハ每学年四十二週日トシ授業時間ハ毎週高等科ハ三十時半尋常科ハ二十五時半乃至二十八時半簡易科ハ十八時トス

明治十九年十月十日小学試験規則ヲ改正セラレ試験ヲ分チテ臨時試験定期試験ノ二種トス

明治二十年四月一日改正教則ヲ実施ス、而シテ^マ仲条小学教場ノ名称ヲ廢シ更ニ乃美尾簡易科小学ト改称ス、是時ニ當リテ簡易科小学ノ教科用書ハ簡易読本、作文階梯、

尋常小学習字帖^{習字}、珠算全書附図、珠算初歩、戸外遊
 戯法ヲ用ヒ生徒ニ始メテ習字帖ヲ持タシム
 同年九月二十二日本校卒業後一ヶ年ノ温習科ヲ設置ス
 同年十月十日本校名ヲ改メ乃美尾簡易小学校ト称シ教科
 目ニ珠算、筆算ヲ併置ス
 同二十一年一月二十八日小学校職員職制章程ヲ定メラル
 同年二月二十四日本校温習科ヲ廃ス
 同年六月二日小学校生徒ノ礼式ヲ一定セラル
 同年八月九日始メテ学校職員ノ服装ヲ定メラル
 同二十二年二月八日小学校生徒人物査定法ヲ定メラル
 同年二月十一日謹テ紀元節并憲法発布ノ大典ヲ奉祝ス
 同年三月十四日事務引継規則ヲ定メラル
 同年十一月三日
 天長節并
 立皇太子御宣下式ヲ奉祝ス
 同二十三年九月十二日生徒人物査定法ヲ廃セラル
 同年十月二日地方学事通則及小学校教員退隠料及扶助料
 法ヲ規定セラル
 同年十月六日改正小学校令ヲ発布セラル
 同年十月三十日教育ニ関シ 聖勅ヲ下シ賜フ
 二十四年一月十三日子弟薰陶上ノ件訓令セラレ又 勅語
 奉読方心得ヲ定メラル
 同年二月七日学務委員事務取扱規則ヲ頒布セラル
 同年二月十日勅語謄本并文部大臣訓示ヲ下賜セラレタル
 ニ依リ本村内諸官公署吏員議員有志者学校職員生徒等ハ
 村境迄奉迎シ村内各戸掲旗ヲナシ式場ヲ本校前庭トシ幕
 ヲ張り緑門ヲ造リ球灯ヲ吊ル等鄭重ノ裝飾ヲナシ奉迎
 者及村内高齢者参列シ最モ厳肅ニ奉読ノ式ヲ挙ケタリ、
 此日参列員高齢者生徒等ニ一統紀念品ノ贈与ヲナシタリ
 同二十四年四月一日地方学事通則及学校令中一部各条第
 四章第二十五条乃至第三十四条及第三十六条第三十七条
 第三十九条第五章第四十三条第四十五条第五十条第七章
 第七十条乃至第九十二条ヲ実施セラレタルニヨリ小学区
 ヲ廃シ随テ本郡共通経済ヲ止メ尋常小学校ヲ設立維持ス
 ルハ其町村ノ義務ニ帰ス、因テ本校モ本村ノ公立トナリ
 校名ヲ乃美尾尋常小学校ト改称シ修業年限ヲ四年ト定メ
 タリ
 同年十一月十六日小学校長教員ノ名称及其待遇ヲ定メラ
 ル、即 (一) 小学校長 (二) 訓導 (三) 准訓導ニシテ小
 学校及訓導ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クルコトトナレ
 リ
 同年十一月十七日管内学校ヘ下賜セラレタル
 御影并教育ニ関シ下シタマヒタル 勅語謄本ハ校内一定
 ノ場所ヲ撰ヒ最モ尊重ニ奉置スヘキ様訓令セラル
 同日普通教育ノ施設ニ関スル文部大臣ノ意見ヲ表示セラ
 レ又小学校長及教員ノ任用解職其他進退ニ関スル規則小
 学校長及教員職務及服務規則小学校長及教員ノ懲戒処分
 并免許状^{免許状}ニ関スル規則学齡児童ヲ保護スヘキモノト

認ムヘキ要件改正小学校令第十二条ニ基キ小学校教則大
 綱同令第十三条ニ基キ学級編制等ニ関スル規則同令第十
 五条ニ基キ小学校毎週教授時間ノ制限随意科目等ニ関ス
 ル規則補習科ノ教科目及修業年限ノ諸規則ヲ発布セラル
 二十五年二月十日小学校教員退隠料支給規則ヲ発布セラ
 ル
 同年三月十二日小学校祝日儀式ニ関スル次第等及小学校
 長教員職務及服務細則并小学校長及教員ノ任用解職其他
 進退ニ関スル細則学齡児童就学及家庭教育等ニ関スル規
 則児童出席停止規則及小学校々舎校地校具体操場等設備
 ニ関スル規則ヲ頒布セラル
 同年三月二十四日小学校生徒授業料規則ヲ定メラル
 同年三月三十一日小学校教則ヲ改正セラル、此新教則ハ
 三十七条ヲ以テ編成シ之レヲ六章ニ分ツ、其第一章ハ小
 学校ノ本旨「即小学校ハ児童身体ノ發達ニ留意シテ道德
 教育及国民教育ノ基礎并其生活ニ必須ナル普通ノ智識技
 能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」ヲ遵奉シテ児童ヲ教育スヘ
 キコトヲ明示シ又各教科ノ教授要旨方法程度ヲ詳悉セ
 リ、第二章ハ学年及授業時間小学校課程表第三章ハ教授
 細目教授録及性行録ヲ製シテ教授訓練上ノ参考ニ供スヘ
 キ旨ヲ規定ス、第四章ハ試験規定ニシテ曰ク試験ハ學業
 ノ進歩及習熟ノ度ヲ検定シテ教授ノ参考ニ供シ若クハ卒
 業ヲ認定スルヲ以テ目的トス、第五章ハ証書規定第六章
 ハ補習科規定ナリ、而シテ同時ニ小学校々則ヲモ改定セ
 ラル、此校則ハ十四条ヲ以テ編製シ之レヲ四章ニ分ツ、
 其第一章ハ入校退校ノ規定第二章ハ生徒心得ヲ規定シ曰
 ク生徒ハ師長ノ指示ニ從ヒ言行ヲ慎ミ學業ヲ励ミ又健康
 ヲ保シコトヲ勉メ且小学校ニ出テテハ只管校規ヲ遵守ス
 ヘシト第三章ハ生徒懲罰第四章ハ休業日ナリ
 明治二十五年四月一日小学校令全部実施セラルルヲ以テ
 是ヨリ教育上諸般ノ設備ハ町村ノ責務ニ帰シタリ
 同年 月 日学級編製ノ規定ニ基キ本校三学級ニ編制セ
 リ
 同年四月二十二日教授細目ノ様式ヲ定メラル
 此年九月普通教育ノ普及改良上進ヲ図ルタメ賀茂郡教育
 品展览会ヲ開カルニ際シ本校職員及生徒出品シ生徒ノ受
 賞者四人アリタリ
 同二十六年一月十日本校々務細則來校人待遇規定訪問規
 定小学校祝日大祭日参拝者心得祝日大祭日生徒心得參觀
 人心得試験細則生徒并職員貯金細則生徒性行ノ記録例語
 ヲ定ム
 同年四月一日生徒性行録ヲ調製ス
 同年五月五日儀式ハ三大節ニ於テ之ヲ行ヒ他ノ大祭日及
 祭日ニ於テハ各学校ノ任意タル旨發令セラレ又同日其旨
 趣ヲ發表セラル
 同年五月十六日勅語奉読方心得ヲ廢セラル
 同年同月十七日市町村会ノ議決ニ依リ授業料ヲ免除シ得
 ルコトヲ發令セラル

同年同月十八日修業年限一ヶ年ノ補習科ヲ設置ス
 同年同月廿六日学校生徒ハ官吏著名ノ人士地方往来ノ節
 送迎禁止及運動等ノ際盛粧ヲ競ハサル様致スヘキ旨訓令
 セラル

同年八月十二日祝日大祭日儀式ノ際唱歌様ニ供スル歌詞
 歌譜ヲ撰定セラル

同年十二月二十一日小学校教員任用令發布セラル
 同年十二月二十三日小学校教員練習会規則ヲ頒布セラレ
 続キテ小学校教員練習会開設方法ヲ定メラル

同二十七年一月三十一日学校生徒ニシテ学校長教員ニ対
 シ抵抗又強迫ノ挙動ヲナシ或ハ課業ヲ妨害シ又ハ合同欠
 課シ教員又ハ校長ノ戒諭ニ順ハサルモノアルトキハ其情
 重キモノヲ一週間以上一ヶ月以内ノ停学又ハ放校ニ処ス
 ヘキ旨訓令セラル

同年三月九日恭シク 天皇皇后両陛下御結婚満二十五年
 ヲ奉祝ス

同年五月七日学校生徒ハ常ニ勤儉ノ徳ヲ養ヒ質素ヲ旨ト
 シ美服ヲ着用セシメサル様致スヘキ旨訓令セラル

同年八月二十九日児童ノ体育ニ関シ訓令セラル

同年九月十五日日本郡西条町鉄道線路ニ沿ヒタル場所ニ於
 テ職員生徒一統恭シク

天皇陛下ノ御通輦ヲ奉迎シタリ

附タリ此年七月二十五日朝鮮ノ国豊島沖ニ於テ清
 国軍艦我帝国軍艦ニ向ヒテ発砲シタルヲ始メトシ
 遂ニ両国開戦七月二十九日牙山成歎ノ大勝利トナ
 リ八月一日ヲ以テ宣戦ノ詔勅ヲ発セラルルニ至リ
 九月十三日畏クモ 大霧ヲ広島ニ進メ玉フコトヲ
 仰セ出サレ同月十五日汽車ニテ西条町御通輦アラ
 セラレ恭シクモ 草莽ノ卑民齊シク奉迎ノ榮ヲ得
 タリシ此日恰モ平壤陥落皇軍大勝利ヲ得タル日ナ
 リシ

同年十一月十七日西条町鉄道線路附近ノ地ニ於テ職員生
 徒恭シク 皇太子殿下ノ御行啓ヲ奉迎シ同月二十四日同
 上恭シク 御還啓ヲ奉迎シタリ

此年日清戦争ノ教育ニ及ホシタル影響ハ之カ為メニ非常
 ニ忠君愛國ノ情ヲ旺盛ナラシメ随テ文部省訓令第六号ノ
 旨趣アリ主トシテ体育ヲ重シ忠順ニシテ強健ナル人物ヲ
 養成スルノ方針ヲ取ルコトトセリ

明治二十八年三月 日本郡中尾松太郎監督ノ為メ来校セ
 ラレ学校組織教授等ニ関スル諸般ノ事ヲ監督シ且生徒行
 為善良勤勉ノ超衆ノモノト名ヲ撰ヒ親シク賞品ヲ授与シ
 テ獎勵ノ意ヲ示サル

同年三月十九日西条町鉄道附近ノ地ニ於テ職員生徒恭シ
 ク 皇后陛下ノ御通輦ヲ奉迎シタリ

附記客年以来日清ノ交戦ハ皇軍愈盛ニ戦線益拡大
 シ金周旅順海城蓋平威海衛ノ陥落北洋艦隊全滅等
 ノ連勝トナリ随テ我軍人ノ傷病者多キヲ加フルヲ
 テ慈仁ナル

皇后陛下親シク御慰撫アラセ賜ハシカ為皆広島ニ行啓ア
 ラセラル草莽ノ卑民等茲ニ又恭シク 御通輦ヲ拝スルノ
 幸榮ヲ得タリ

明治二十八年五月四日小学校長及教員ノ任用解職其他進
 退ニ関スル細則中第一項ノ次へ [若シ相当ノ教員候補者
 ヲ得サルトキハ知事ノ特撰ヲ請フコトヲ得] ノ一項ヲ加
 ヘラル

同年七月十一日校則改正セラル

明治二十九年十一月二十五日小学校教員給料額ヲ改正セ
 ラル

明治二十九年四月十六日明治二十七年九月十五日広島大
 本宮ニ御着輦明治二十八年四月二十七日御凱旋ニテ広島
 大本宮御發輦アラセラレタルニヨリ毎年右両日ヲ以テ本
 県下各学校ノ紀念日トナシ当日ハ教育ニ関シ下シタマヒ
 タル勅語ヲ奉誦シ且明治二十七八年事件ニ関連セル談話
 ヲナシ陛下ノ鴻徳ヲ称シ奉リ且子弟ノ勤儉尚武義勇奉公
 ノ志氣ヲ養成スヘキ旨訓令セラル

明治廿九年八月廿六日学齡未滿ノ児童ヲ就学セシメサル
 旨訓令セラル

明治二十九年九月十七日町村立小学校正教員准教員ニシ
 テ明治廿九年三月法律十四号ニ該当スル者ハ本郡長ニ届
 出ツヘキ旨訓令セラル

明治二十九年十二月二十九日勅令第二号ヲ以テ小学校正
 教員及准教員月俸平均額ヲ定メラル

明治三十年一月十八日 皇太后陛下 崩御遊ハサレ候ニ
 付臣民ノ喪期間公立私立学校ニ於テ心得方ヲ訓令セラル

明治三十年一月十九日学校清潔方法訓令セラル

同年同月二十三日小学校ノ学級及教授細目開申ノ件廃止
 セラル

同年三月三十一日本校補習科ヲ廃止ス

同年四月本校ハ三学級ニ編制ス

同年同月本郡第二回教育品展覧会開カル本校生徒出品シ
 受賞者七名アリタリ

同年六月十一日小学校ニ備フヘキ清潔法施行用日薬品数
 量ヲ示サル

同年七月二十八日一校内ノ児童数凡十学級ヲ超エサラシ
 ムヘキ旨訓令セラル

同年九月廿二日勅令第二六〇号廃止セラル

同年十二月二十八日市町村立小学校教員年功加俸国庫補
 助金関スル取扱規程ヲ定メラル

明治三十一年一月十五日小学校長教員職務及服務細則中
 第十一条第十三条第十五条ノ改正第十六条ヲ附加セラル
 同年一月二十五日

勅語下ノ御真影并ニ教育ニ関シ下シ賜ヒタル 勅語謄本奉
 置心得方訓令セラル

同年四月十四日市町村立小学校教員年功加俸交付方改正
 セラル

同年四月二十二日市町村立学校医規程細則ヲ定メラル

明治三十一年九月二十二日本郡小学校職員貯金細則中第三項刪除セラル
 同年十二月七日小学校教授細目様式廃止セラル
 明治三十二年一月十一日生徒修学ノ為メ旅行スルモノハ郡市長ノ許可ヲ受クヘキ旨訓令セラル
 同年五月一日本郡小学校教員弔慰規定ヲ定ム
 同年五月三十日小学校校則改正セラル
 同年九月十四日市町村立小学校ニ備フヘキ表簿ヲ示サル
 同年同月同日書類保存規程ヲ改正セラル
 明治三十二年九月二十二日小学校々舎校具校地体操場農業練習場ノ設備ニ関スル規則ヲ改正セラル
 明治三十三年八月改正小学校令發布セラル
 同八月二十一日文部省令拾四号ヲ以テ小学校施行規則ヲ發布セラル
 明治三十三年九月二十四日本県訓令甲第四十九号ヲ以テ市町村立小学校校長及教員ノ職務及服務細則ヲ定メラル
 明治三十四年三月廿七日本県訓令甲第十三号ヲ以テ小学校ノ学期教授終始ノ時刻等ニ関スル規程ヲ定メラル
 明治三十五年七月十日本校ニ裁縫設置ノ件認可アリ
 明治三十五年九月十二日ヨリ裁縫科ヲ実施シ尋常科第三学年以上ノ女兒ヲシテ履修セシム
 明治四十一年三月^{ママ}日小学校令改正セラレ就学義務年限六ヶ年トナレリ
 尋常小学校ノ教科目ハ修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、体操トシ女兒ノ為メニハ裁縫ヲ加フ（土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得）ルコトトナレリ
 明治四十一年四月第五学年ヲ編制セリ
 明治四十二年四月一日第六学年ヲ編成セリ
 明治四十一年十月十三日戊申詔書ヲ下シ賜フ
 同年十二月十五日戊申詔書ノ奉読式ヲ本校ニ於テ行フ
 明治四十三年三月三十一日小学校義務年限延長ノ第六学年ヲ卒業セシメタル嚆矢ナリ
 明治四十三年四月ヨリ使用スベク国定教科書改正セラレタリ
 同四十三年四月一日五学級ニ編成シ^{ママ}第五六学年ヲ一学級ニ他ハ一学年ヲ一学級トシテ教授スルコトトセリ
 同年九月九日広島県訓令第四号ヲ以テ行幸啓ノ節学校生徒児童敬礼方制定セラレタリ
 明治四十四年三月市町村立小学校教員月俸額及ビ年功加俸ニ関スル件文部省令ヲ以テ改正公布セラル
 明治四十五年四月ヨリ五学級編成ヲ四学級編成トナセリ
 明治四十五年三月二十八日本校手工科加設ノ件指令学第一八五七号ヲ以テ認可セラル
 明治四十五年五月二日乃美尾実業補習学校ヲ乃美尾尋常小学校ヘ附設ノ件認可セラル
 明治四十五年七月三十日零時四十三分
 聖上陛下御崩去遊バサレ皇太子殿下御踐祚遊バサレ 大

正ト改元セラル、国民一般大喪ニ服シ謹慎哀悼ノ意ヲ表シ奉ル
 大正元年九月十三、四、五日ノ三日間大喪儀行ハセラル
 ニ付キ本校ニテハ十三日午後八時半村民合同遙拜式ヲ举行セリ
 大正元年九月大祭祝日一月三十日孝明天皇ヲ廢シテ七月三十日明治天皇祭八月三十一日ヲ天長節トセラル
 大正二年 月天長節祝日ヲ十月三十一日ト定メラル
 大正二年七月三十日明治天皇一週年祭遙拜式ヲ本校ニ於テ举行セリ
 大正三年三月三十一日本校ニ高等科併置ノ件認可セラル
 大正三年四月ヨリ高等科ヲ一学級編成シ尋常科ヲ併セテ五学級編成トナル
 大正三年四月十一日午前二時十分 皇太后陛下御崩去遊バサレ三日間廢朝仰セ出サル、国民一般大喪ニ服シ謹慎哀悼ノ意ヲ表シ奉ル、本校ニ於テ十三日遙拜式ヲ举行セル
 大正四年十一月十日
 今上天皇陛下御即位式ノ御大典ヲ挙ゲサセ給ヘリ、本村ニ於イテハ校庭ニ於イテ午前十時ヨリ高齢者（^掛）ニ対シ恩賜ノ木杯伝達式ヲ挙ゲタリ、尚午後三時御大礼ノ遙拜式ヲ举行三時半万歳三唱（村民一同学校ニ集合シ）十四日ハ大嘗祭ニ付村民一同門前神社ニ参拝シテ酒杯ヲ交領ソ午後四時ヨリ村内有志ハ学校ニ於イテ大宴会ヲ催シタリ
 十六日ハ大饗会官公吏学校職員等ハ業ヲ休ミタリ（賜暇）
 大正五年十一月三日
 立太子式
 大正六年四月一日ヨリ尋常科ノ学級数ヲ壹ヶ学級増加シテ併セテ六箇学級編成トス
 大正六年四月二十七日本校庭ニ於テ黒瀬五ヶ村連合運動会ヲ開催ス、集合児童数千五百余人
 大正六年五月十五日八ヶ町村連合在郷軍人主催招魂祭ヲ本校庭ニ於テ举行セリ
 大正七年五月廿日農業補習学校生徒（女兒）教室ハ校舎狹隘ノ為職員室ノ一隅ヲ充テタリシガ頗ル不便ニ職員執務上ニモ不便ナリシ為村役場ノ階上ヲ暫時借入シテ之ニ充ツ
 大正七年五月二日農業補習学校夜学ノ為旧校舎ニ電球十燭光一個ヲ設備ス
 大正八年三月^{ママ}日小学校令第二拾叁改正前項教科目ノ外手工農業商業女兒ノ為ニハ家事ノ一科目又ハ教科目ヲ加フ、以上ヲ随意科目又ハ撰択科目トナスコトヲ得トセラル
 大正八年五月十五日自治制実施三十年祝賀運動会举行
 大正八年五月七日東宮殿下裕仁十八歳ニ當リ御成年式奉祝式举行
 一、大正十年三月三日東宮殿下欧州巡遊ノ為メ軍艦香取

ニ乗御アラセラレ鹿島ヲ供奉艦トシテ隋ヘサセラレ横浜
ヲ御発航アラセラル、右ニツキ閑院宮殿下御輔導ノ任ニ
当ラセラレ伯爵珍田捨己氏供奉長トシテ隋ヒ奉レリ
一、大正十年九月三日東宮殿下無事御帰還アラセラル、
本校ハ御祝賀遙拝式ヲ挙行セリ
一、大正十一年四月ヨリ本校高等科男児童ニ図画ヲ必須
科目トシテ加ヘ知事ヨリ認可セラレタリ
一、大正十一年四月十二日英国皇太子殿下 昨年秋摂政
ノ宮殿下御訪問ハ御答礼トシテ我国ニ御来訪相成リタリ
一、大正十二年九月ヨリ一学級ヲ増加シ尋常科ハ全部一
学年一学級トシ本校ヲ七学級編制トセリ
一、大正十三年九月一日東京ヲ中心トシテ古今未曾有ノ

大火災アリ、職員児童ハ応分ノ義捐ヲナセリ
一、大正十三年三月十四日東宮殿下久邇宮良子女王殿下
ト御結婚アラセラル
一、大正十五年四月一日ヨリ高等科複式ヲ解キ式学級ニ
編成ス
一、大正十五年五月二十四日ヨリ同二十七日ニ至ル四日
間東宮殿下本県下ニ行啓アラセラル
一、大正十五年五月二十四日東宮殿下行啓奉迎ノタメ高
等科児童西条町ニ引率ス
大正十五年十二月二十五日午前一時二十五分
聖上陛下御崩去遊バサレ摂政宮殿下御踐祚アラセラル、
昭和ト改元セラル、国民一般諒闇中謹慎ノ意ヲ表シ奉ル

The Development of Elementary School Education in Agricultural Area in Modern Japan : a Case of Nominoo-Village in Setouchi Region

Kazuaki KAJII

The forerunner of Nominoo elementary school (Higashihiroshima city) was Seiseisha, which was founded at Nominoo-village in 1874. Seiseisha was a semi-public school which was supported by public expense, school fees and donations. It was in 1900's that Nominoo-Village established the educational finance foundation and stabilized to run Nominoo ordinary elementary school as a village school.

They endeavored to enrich the content of course of study at this school in 1910's. For example, an advanced course for graduated students was attached to an ordinary course (compulsory education) in 1914. We have to give enough thought that some people were interested in this newly advanced course, other people showed little interest in that. That is to say, there were two attitudes among people, namely, one attitude to positively use the expanding education opportunity for the future of children and the other to count on children as the labor force. The difference of attitude or thought for children's education or training among people was related to their economic and cultural background formed in history.